

令和7年7月14日

保護者 様

菊川市立小笠南小学校長

### 教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年、教職員と生徒・保護者との連絡手段として、ソーシャルネットワーキングサービス等（以下「SNS」という。）が活用されることがあります。一方、世間で報道される教職員の懲戒処分事案において、SNSを介した私的なやりとりが原因になっていることがあります。

このことから、文部科学省及び静岡県教育委員会より、各学校でSNSに係るルールを定めるとともに、保護者にも周知する旨の通知がありました。

つきましては、本校で以前より定めている、下記の共通ルールをお知らせいたします。また、これらの対応に御理解と御協力をいただくとともに、お子様への御指導をお願いいたします。

### 記

- 1 教職員と児童の間における使用  
携帯電話、メール、SNS等で、個人的な連絡や私的なやりとりは一切行わない。
- 2 相談や面談依頼があった場合(原則)
  - (1) 校内又は家庭訪問をして行う。
  - (2) 複数の教職員で対応する。
  - (3) 相談内容については、校内教職員で情報共有し、透明性を高める。
  - (4) 急な個人面談や相談については、教職員間の報告、連絡を密にする。
  - (5) やむを得ず1対1で実施する場合は、密室とならないようにし、管理職や関係教職員にあらかじめ伝える。
- 3 その他
  - (1) 教職員の自家用車で、児童を送迎しない。（緊急の場合を除く）
  - (2) 上記1や2のルール内で、対応できない事案が発生した場合は、管理職の許可を得る。

担 当 教頭（藤原）  
電話番号 73 - 2220